

公民センターだより

令和7年4月1日から 公民センターの使用料が変わります

市では
公共施設の管理運営を利用する人と利用
しない人の負担の公平を確保するため

↓
使用料の見直し

↓
見直し案が市議会で可決
(広報しろい7月15日号でお知らせ済み)

公民センターでは

令和7年4月から

指定管理による「白井工業団地協
議会」が管理します(12月議会で決定)

↓
使用料は指定管理者が(条例で定
める上限額の範囲内で)上限額よ
り低く定めることができます

↓
公民センターの使用料は、若干他
の施設より安くなっています

【新料金】

4月1日以降の申請受付分から

【登録団体】

2か月前からできますので

2月は ➡ 4月分

3月は ➡ 5月分となります

申請の手続きは

これまでどおりです

※令和6年度中に申請済みの予約は
旧料金で4月1日(火)以降に公民センター
窓口でお支払いください。

令和6年度 利用料金

令和7年4月1日からの 新利用料金

利用室(定員)	料 金 (1時間あたり)	新利用料金	
		市指定料金	指定管理者料金
会議室(30名)	350円	440円	430円
相談室(10名)	250円	320円	310円
集会室(30名)	350円	440円	430円
作法室(10名)	250円	320円	310円
集会室+作法室	600円	760円	740円
調理実習室(20名)	720円	720円	700円
視聴覚室(30名)	780円	780円	760円
レクリエーション ホール(300名)	970円	1450円	1430円

ごみ育クイズ

⑥

枯れちゃっ
た観葉植物は
どうやって捨
てる?



*答えは裏面です

【児童ルーム事業予告】

レクホール開放

日 時：3月1日（土）13：00～14：30

内 容：お友達たちと一緒に卓球を楽しもう。

対 象：18歳未満の子ども

詳細は、広報しろい2月号をご覧ください。



【公民センター事業予告】

消費生活講座 トラブルにあわないために

最近の消費者被害の動向を知り、被害にあうことのないように、未然に防止する方法や対処方法について、講義と創作講談で学びます。

参加者には、広報しろいに掲載された「はい、消費生活センターです」の抜粋冊子をプレゼント。

第一部 ここがポイント トラブルにあわないために

第二部 消費生活創作講談「今だけ、ここだけ、あなただけ」

婦人会会長の田中洋子さんと隣に住むマツコばあちゃんのお話を、講談でお楽しみください。

トラブル
回避術

義援金詐欺

不用品回収

訪問買取

点検商法

などなど

老人ホーム入居権

日 時：3月22日（土）10：00～11：30

対 象：市内在住・在勤の方 20人（申し込み順）

講 師：消費生活相談員・消費生活アドバイザー 平野理華さん

申込み：3月18日（火）までに電話か、直接公民センターへ

詳細は、広報しろい3月号をご覧ください。



白井市公民センター



発行 白井市公民センター

〒270-1406 白井市中98-17

TEL：047-492-5266

Email：koumin@city.shiroi.chiba.jp

○おおぞら○

白井第二小学校区地区社会福祉協議会の拠点

開所曜日 毎週火・木・土曜日

開所時間 午前10時～午後4時

どうぞ気軽に、お越しください。

電話 047-401-5151

みどりの里づくり協議会

白井第二小学校区みどりの里づくり協議会

取次先：白井市公民センター